

令和3年度茨城県入札監視委員会第2回及び第3回定例会議

日時 令和4年2月3日から令和4年3月11日まで

場所 書面による開催

議題(1) 事案審議

事案(1) マーケットプレイス改修工事

質問番号	委員質問	説明者回答
1	「変更契約内容の公表」について 排煙窓・天井下地の劣化は想定し 得なかったのか。	設計時の現地調査では、天井のパ ネルを剥がしての下地の状況確認、 排煙窓の内部足場を組んでの状況 確認が出来ておらず、既存利用でき ると想定しておりました。
2	増額の率が高いので、その原因と なる事項を入札時に予測できなかった のかについて疑問がある。応札し た他業者も既存利用の想定は同じ だったのか。	設計時の現地調査で確認できな かった箇所の既存利用できなかった ことが、増額の要因となっていまし た。設計では既存利用としていまし たので、応札した他業者も既存利用 の想定は同じだと思います。
3	変更契約内容の公表の「変更の理 由」をみると、予定価格を決定する際 に、現地調査を行っていないように 見えます。また、変更金額も大きく、 再入札を行うべき案件かと思いま す。	現地調査を行う際に、間仕切りの 変更など、平面的な調査は行いまし たが、天井の下地の状況調査など 見えない箇所については、調査が 行えていませんでした。今回のような 変更要因が無くなるように設計時の 事前調査を詳細に行っていきたいと 思います。

事案（２）波除堤津波高潮対策工事

質問番号	委員質問	説明者回答
1	<p>「変更契約内容の公表」について「場所打コンクリート工及び上部コンクリート工Ⅴ」を削除とのことだが、成果物に不具合は生じないのか、あるいは、別途、工事を行うのか。</p>	<p>削除したコンクリート工は全体工程の見直しに伴い、一部のコンクリート打設を先送りとしたものです。目的物の構造としての変更はなく、今回削除した部分については別途工事を行いますので、不具合等は生じません。</p>
2	<p>総合評価方式(簡易型Ⅱ)を適用することですが、他の工事の総合評価方式(簡易型Ⅱ)と評価項目が違うのはどのような理由からでしょうか。どれを評価項目とするかは任意に選べるのでしょうか。</p>	<p>評価項目については、「茨城県土木部における総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン」において、それぞれの発注工事ごとに、当該工事の種類や条件などを勘案し、学識経験者からの意見聴取をふまえ、設定することとされています。他の審議案件では県内業者を対象とする「県内型」となっておりますが、本案件では、県外業者も含む「県内外型」の「特別簡易型(Ⅱ)」を採用し、企業や技術者の施工能力を評価するため、類似工事の施工実績等を基準として設定しています。</p>
3	<p>変更契約内容の公表の「変更の理由」をみると、工事の内容が変更されているように見えますが、そのような理解でよろしいでしょうか。その場合、当初の想定より(契約金額が)下回る場合、それでよい根拠を示していただきたい。</p>	<p>そのとおり、工事の内容を変更しています。全体工程の見直しに伴い、一部のコンクリート打設を先送りとしたものです。</p> <p>工事の契約においては、当初の設計書どおりに施工することが困難な事例が多く、工事内容の同一性を失わしめない程度の変更(契約で企図した目的の範囲内の変更)は許容されるものとされております(「官公庁契約精議」)。</p>

事案（3）第5工区送水管工事

質問番号	委員質問	説明者回答
1	<p>工事成績の評定点の内訳はどのようになっているのでしょうか。また、その内訳は施工業者に提示しているのでしょうか。</p>	<p>工事成績の評定については、茨城県土地改良工事成績評定要領に基づき実施しています。評価項目は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等、法令遵守などの7項目で評価しています。施工業者へは、工事成績評定通知書とともに、評価項目ごとの評定点を示した項目別評定点を送付しています。</p>
2	<p>応札可能45者のところ7者のみの応札であるが、何か推測される理由はあるか。</p>	<p>審議事案説明書 P23 総合評価方式に関する評価調書にもありますが、施工場所については、地下水位が高く軟弱地盤であり、施工難易度が高いこと、また借地した耕地の復旧作業等、地権者等の対応も丁寧に行いながら工事を進める必要があることから、施工業者の実績及び経験等に基づいた確実な施工と品質の確保が要求されるため、今回の結果となったと推測されます。</p>

事案（４）道路照明灯更新工事（その６）

質問番号	委員質問	説明者回答
1	<p>追加の照明灯更新 1 基分の金額は妥当でしょうか。</p> <p>変更前の契約金額(照明灯更新 29 基+引込柱・開閉器盤更新 1 基)に対して追加の 1 基分が高いように感じるのですが。</p>	<p>当初設計の 29 基は、照明灯の灯具のみを更新するものですが、追加した 1 基は灯具だけでなく、支柱や基礎まで含めて更新しているため、金額が高くなっております。</p>
2	<p>照明灯交換の要否の基準は設置からの年数か？ 追加で補修が必要とされた照明灯はなぜ補修が必要とされたのか。</p>	<p>定期的(5年おき)に実施している照明灯の点検業務委託において、更新が必要と判断された箇所を順次更新しています。追加箇所については、現地近隣の照明灯において支柱の傾き等の異常が目視されたため、点検したところ速やかに更新が必要と判断し、今回追加しました。</p>
3	<p>87.6%という落札率は低めと言えるでしょうか。また低めだとしたら、そのようになった理由は考えられるでしょうか。</p>	<p>昨年度の当所の一般競争入札の平均的な落札率の 91.8%と比較すると低めと言えますが、10 者が入札に参加し、競争が働いた結果であると捉えております。</p>

事案（５）河川除草工事

質問番号	委員質問	説明者回答
1	刈草の処分数量が増加したのはどのような理由からでしょうか。工事面積の範囲が増えたのでしょうか。	除草面積は変わっておりませんが、その年の天候や気温により単位面積当たりの繁茂状況が変わるため、処分量が増えました。
2	変更契約内容の公表の「変更の理由」の29tは、内訳にも見当たりませんが、どこに書かれているものなのでしょうか。工事の概要の数値が変わらないのに、価格が変更されるのは理解できません。	工事数量総括(内訳)表の明細書である本工事内訳書に数値を記載しております。参考に本工事内訳書を提出します。

事案（６）競技場スタンド屋根本復旧工事

質問番号	委員質問	説明者回答
1	今回の工事には直接の関係はないと思いますが、このスタンドは近年改修していますが、写真を見ると錆びのように見える箇所があります。損傷の原因に部材の材質や施工方法などは関係ないのでしょうか。	<p>今回の損傷の原因は審議事案説明書のとおり、想定を超える暴風による損傷と考えられます。暴風が発生した日時は令和2年4月13日ですが、大屋根の沈下を発見した日時は令和2年7月5日であり、損傷からおよそ3ヶ月経過しております。ご指摘の錆は損傷により表面の防錆材である溶融亜鉛メッキが剥がれ、鉄骨部分が剥き出しになったことにより発錆したものと考えられます。</p> <p>また、材質や施工方法についても設計・監理者による書類確認・現地立会いを行っており、設計書どおりの施工となっています。</p>

事案（7）給水管改修工事

質問番号	委員質問	説明者回答
1	<p>設計変更についてです。工事開始時に隠蔽部を詳細調査した結果、変更が発生するというのは理解できるのですが、学校側の要望は設計段階で出ていなかったのでしょうか。</p>	<p>学校側の要望については、設計段階でヒアリングを行い、確認をしております。今回要望のあった消毒作業については、平成31年度の設計時点では新型コロナウイルス感染拡大前のため要望はございませんでした。</p>
2	<p>「変更契約内容の公表」の「変更の理由」と別紙の設計変更理由書の内容が大きく異なっていますが、すべて公表されているのでしょうか。そうでなければその理由を教えてください。</p> <p>また、理由書で指摘されていることは、予定価格を設定する際の調査で判明して然るべきことと思えますが、そうではないのでしょうか。低い金額で入札して、あとから理由をつけて結果的に予定価格になるような作為すら感じられません(悪い言い方ですが)。</p>	<p>公表の内容については、変更項目が多岐にわたる場合、変更内容の主な項目について記載しております。</p> <p>本工事は既存建築物における改修工事であり、設計時においては既存図面や現地状況を調査して、設計に反映させるように努めております。しかしながら、既存建築物の改修という性質上、天井内隠蔽部、高所部や地下埋設部などは目視による詳細調査が困難であり、また既存図面が紛失している場合もあり、設計時の調査で把握しきれない場合がございます。</p> <p>また、設計時には施設管理者からの要望確認を行っておりますが、工事が進捗していくなかで、周辺状況変化により、設計内容の変更や追加の要望が発生するなど、設計時に予見できない場合がございます。</p>

事案（８）箱型函渠改築工事

質問番号	委員質問	説明者回答
1	「変更契約内容の公表」について 「函渠工及び地盤工事改良工を 削除」とのことだが、成果物に不具 合は生じないのか、あるいは、別 途、工事を行うのか。	今回削除した函渠工及び地盤改良工 については、別途工事を発注し、実施し ております。

事案（９）河川災害復旧工事

質問番号	委員質問	説明者回答
1	工事用搬入路変更で鉄板敷の 追加がありますが、どのような進 入路の変更なのでしょう。元々 の349㎡に対して96枚でどのくら い数量が増えたのでしょうか。	現地精査の結果、工事現場内において 工事用車両の通行が輻輳することが判明 したため、新たに転回場所を設けることと しました。このため、敷鉄板を96枚追加 設置した結果、元々の349㎡に対して 864㎡増加し、1,213㎡となりました。
2	指名競争入札であるところ14者 のうち3者が入札辞退している。 指名の選考の際の基準に問題は ないか。（例えばこれらの者は過 去に辞退歴はないか）	当指名競争入札の選考に関しては、信 用度、地理的条件、技術者の状況等の 基準により審査を行っております。辞退歴 については、入札辞退をもって不利益な 取扱いをしてはならないとされているた め、審査の基準とはならないものの、確認 したところ3者については辞退歴も無く、 発注者としても当惑しているところであり ます。
3	3者が入札辞退した理由はどの ようなもののでしょうか。	入札参加者は自由に辞退できるもので あり、また、入札辞退をもって不利益な取 扱いをしてはならないとしているため、辞 退の際にはその理由を求めておりませ ん。

事案 (10) ××アパート××・××号棟建設工事

質問番号	委員質問	説明者回答
1	<p>低入札調査はいくつかの項目を調査して判断すると思うのですが、どの項目が不相当という詳細は入札業者に提示されるのでしょうか。またヒアリングや改善の可否なども確認するのでしょうか。</p> <p>変更で「労務単価の特例措置」とありますが、詳細を教えてください。</p>	<p>低入札価格調査は、対象業者からの提出資料について、調査項目に基づきヒアリングを実施し、その結果は公開しております。ヒアリングでは、主に疑義のある内容について対象業者から説明を求めています。今回の案件では、下請予定業者の見積額とその採用根拠、下請業者に支払うべき法定福利費の計上方法などについて説明を求めたところ、明確な説明はなく、積算の合理性や透明性が確認できないと言わざるを得ない状況でした。なお、提出された資料の差し替え(改善を含む)は認めておりません。</p> <p>また、「労務単価の特例措置」は、国に順じ適用している制度です。公共工事の積算には国が毎年調査して設定する「公共工事設計労務単価」を採用していますが、旧労務単価を適用して予定価格を積算した工事で契約締結までの間に新労務単価が設定された場合等には、新労務単価に基づく請負代金額に変更できる旨を契約に定めています。</p>
	<p>「労務単価の特例措置」とは、コロナ感染対策に関連するものなのでしょうか。</p>	<p>「労務単価の特例措置」は、国に順じ適用している制度です。公共工事の積算には国が毎年調査して設定する「公共工事設計労務単価」を採用していますが、旧労務単価を適用して予定価格を積算した工事で契約締結までの間に新労務単価が設定された場合等には、新労務単価に基づく請負代金額に変更できる旨を契約に定めています。なお、令和3年3月から適用している労務単価(全国平均 1.2%増)には、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた措置も加味されています。</p>

事案（11）河道掘削工事

質問番号	委員質問	説明者回答
1	平張ブロックと河道掘削の施工を同時に行ったのはどのような理由からでしょうか。原設計通りの順番で施工することができなかつたのですか。工期が短かっただか・・・	河川内の工事で、かつ周辺が農地の場所ですので、渇水期かつ農閑期に工事を完了させる必要がありました。その中で掘削土砂に殻や植物の根などが多く混入しており、分別作業などに時間を要しましたので、平張ブロックと河道掘削を同時に施工することにより工事進捗を図りました。

事案（12）道路災害防除工事（その8）

質問番号	委員質問	説明者回答
1	当工事は(その8)で他に(その6)、(その7)、(その5)の順番で入札を行い、(その8)(その6)までは4者応札、その後の(その7)、(その5)は2者加わっての6者応札となっていますが最初から全て6者が応札していないのはどのような理由が考えられますか。公告日が違っていたのでしょうか。	公告日はすべて同じであります。理由についてはわかりません。
2	地元建設業者の健全育成のため地域要件を狭くしているが、応札可能業者16者のところ4者の入札しかなかったがある程度想定された入札の割合となったか(応札した者の数のこと)	建設業者は、手持ち案件や配置可能な技術者の人数、協力会社の繁忙状況などを勘案して入札に参加しているものと推測しますが、応札者の数については想定しておりません。

事案(13)交通信号機灯器改良等工事

質問番号	委員質問	説明者回答
<p>特にご意見等はありませんでした。</p>		

事案(14)茨城県××庁舎自動制御設備更新工事

質問番号	委員質問	説明者回答
<p>1</p>	<p>最低制限価格と調査基準価格はどのように使い分けているのでしょうか。総合評価方式を適用していなくても最低制限価格でなく調査基準価格を設定する場合もあるのですね。</p>	<p>・最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の対象工事は、××部の規程に準拠しております。最低制限価格制度は、1件の請負に付する額が 250 万円超 1億 5,000 万円未満の工事、低入札価格調査制度は、1件の請負に付する額が1億 5,000 万円以上の工事及び総合評価方式を適用する工事を対象としております。</p> <p>・当該工事は、2か年(令和2～3年度)の工事であり、その間、2回設計変更を行っております。</p> <p>1回目の変更理由は、資料 P.15～P.19 のとおりですが、1年目の出来高を確定するために行いました。2回目の変更は、「軽微な設計(変更請負代金の 20%に満たないものを含む。)」は工期の末に行うことをもって足りるものとする、××省の「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」に準じて、工期末に行ったものです。</p>

事案(15)プレキャストボックス設置工事（その2）

質問番号	委員質問	説明者回答
1	<p>変更で路体盛土の数量が約半分に減っています。また、路床盛土が0になっています。変更の数量が多いように思いますが、このような変更は通常あることなのでしょうか。</p>	<p>・路体盛土の数量が約半分に減っている件について、当工事箇所は多くの工事の工事用道路として使用しており、工事着手まで随時補修等のため土砂を搬入し、盛土が行われたことから、数量が減少したものです。</p> <p>・路床盛土が0になっている件について、××省と調整していた土砂搬入の当初計画工程と実施工程が合わず、盛土材の確保が困難になったことから、仕上がり高さを路床盛土から路体盛土の高さへ変更した為です。</p>

事案(16)プレキャストボックス設置工事（その2）

質問番号	委員質問	説明者回答
1	<p>随意契約の理由の⑧に近隣住民からの工損事後調査の求めへの対応とありますが、具体的にはどのような対応をされたのでしょうか。</p>	<p>工損事後調査は、被害の申し出があったものに対して、その原因が工事の影響か否かを判断するために行うものですが、事前調査を行う際の交渉過程で、調査対象者の多くが工事の影響を懸念し、当該工事と事後調査を一体で行うことを強く要求してきたことから、これに応じたものです。</p> <p>工事設計書には「事業損失防止施設費」として補償コンサルタントへの業務委託料に相当する額を積算基準に従い算出し計上しています。</p> <p>具体的な作業内容は、事前調査の際に記録した水準、傾斜、損傷箇所調査結果との比較、及び新たな損傷が生じていないかを調査し記録するものです。</p> <p>事後調査の結果としては、事前調査の結果と大きな変動がなく、損害は認められませんでした。</p> <p>あわせて、全ての調査対象者から確認書を受領しました。</p>

事案(17)道路舗装修繕工事

質問番号	委員質問	説明者回答
		特にご意見等はございませんでした。

事案(18)ゲート設備工事

質問番号	委員質問	説明者回答
1	地域要件は特にないのに応札可能業者が31者しかなく××県の業者1者のみに応札してきたということか。県内での応札可能業者は何者あるのか。	入札結果からは現場に比較的近い業者が受注したことになりました。県内の応札可能業者数は11者でした。
2	一般競争入札で、応札可能業者が31者あったにも関わらず、応札が1者だった理由を教えてください。	過去の施工実績があっても請負にあたり技術者の配置、水門の規模や工事場所が各社の施工条件に合致しなかったためと推測されます。
3	当初の入札を一者応札であったため取止め、再発注した案件のようだが、そのことで事業の進捗に影響は生じたか。	本件は年度内に完成できましたが、発注内容の見直しを行い、工事の一部は次年度に移行することになりました。

事案(19)道路除草工事

質問番号	委員質問	説明者回答
1	<p>「変更契約内容の公表」について 除草工の面積も金額も当初の契約内容と比較するとかなり変更の程度が大きいといえる(特に、最初から変更後の工事内容であれば一般競争入札の対象となったであろう)。その点で、当初の見立てに問題はなかったか。</p>	<p>当初想定していなかった工事発注後に地元から要望された箇所への対応など、道路通行の安全性を高めるため除草面積を増やしたものです。</p>
2	<p>工事完成検査結果で他工事は点数をつけていますが、この工事は付けないのでしょうか。工事の内容によって点数制にするか合・否(というのがあるのかわかりませんが)にするか、ルールがあるのでしょうか。</p>	<p>茨城県土木部工事成績評定要領の第2条(対象工事)に除草工事は評定の対象から除くとあります。</p>
3	<p>指名競争入札であるところ12者中9者の応札で3者が入札辞退している。指名の業者の際の基準に問題はないか。(過去の辞退歴など)</p>	<p>当指名競争入札の選考に関しては、信用度、地理的条件、技術者の状況等の基準により審査を行っております。辞退歴については、入札辞退をもって不利益な取扱いをしてはならないとしているため、審査の基準とはならないものの、確認したところ3者については辞退歴も無く、発注者としても当惑しているところであります。</p>

事案(20)歩道新設工事

質問番号	委員質問	説明者回答
1	<p>応札可能業者数 119 者であるにもかかわらず 1 者のみの応札となった理由につき推測されるものがあるか？</p>	<p>推測になりますが、本工事は通学路となっている現道を規制する必要があり、きめ細やかな安全管理が必要であること、工事規模が小さい(約 20,000 千円)ことが想定されます。</p>
2	<p>一般競争入札で、応札可能業者が 119 者あったにも関わらず、応札が 2 者(1 者辞退)だった理由を教えてください。</p>	
3	<p>当初の入札を一者応札であったため取止め、再発注した案件のようだが、そのことで事業の進捗に影響は生じたか。</p>	<p>今回の案件については、入札を取りやめたことにより、受注者の決定が遅れ、事業の進捗が約1か月遅れることとなりました。 (当初の入札の開札予定日が10月21日、再度の入札の開札日が11月25日)</p>

議題(2) 昨年度発注案件における一者応札の案件について

質問番号	委員質問	説明者回答
1	<p>1 ページ目(2) 「建設業者に発注情報を知ってもらえなかったことが一因と考えられる」とのことだが、何か改善策はあるのか。</p>	
2	<p>一者応札となった工事は土木部・農林水産部・企業局以外の部局が多く、理由は建設業者に発注情報を知ってもらえなかったことが一因、とのことですが、発注情報はどのような形で通知しているのでしょうか。</p> <p>施工業者からみて、発注情報が見つけない、見つけるのに手間がかかる、などであるならば情報公開に関して工夫が必要と思います。</p> <p>格付 5 業種以外の業種工事は一者応札の割合が高いということなので、土木工事や建築工事に含める形で発注できないか検討されてみるのも良いのではと考えます。</p> <p>特殊な工事や機械機器の更新工事など施工可能な業者が限られてしまう工事などは、一者応札を有効とせざるをえないのが現実と思います。</p>	<p>××部等の公共事業所管部局では、インターネット上で一元的に入札情報を確認できるシステム(PPI)を利用しております。</p> <p>他部局では、入札情報は各発注機関において県報や、ホームページでの公表等で周知しており、本庁の発注案件については県庁舎 1 階の公共事業情報センターでも閲覧できます。</p> <p>他部局においても、システム改修費用や運用料金の負担は必要となりますが、PPI を活用することが考えられます。また、業界紙へ積極的に資料提供を行うことも考えられます。</p> <p>格付 5 業種以外の専門工事については、他の専門工事と合わせて、総合的な企画、指導、調整を伴う場合には、土木一式工事、又は建築一式工事として発注することが可能です。</p>
3	<p>「(2)一者応札の傾向について」で、公共事業所管部局でない他部局で「通常は点検などの業務の発注が主であり建設工事の発注件数が少なく、建設業者に発注情報を知ってもらえなかったことが一因」とありますが、その改善策は考えていますでしょうか。このままだと、それらの部局では一者応札が頻発しかねない懸念があるのでしょうか。</p>	<p>あらかじめ施工可能な業者が限られる工事についての 1 者入札の取扱いについては、ご意見を踏まえ、検討してまいります。</p>

質問番号	委員質問	説明者回答
4	<p>論点ごとに意見を述べます。</p> <p>(ア) 1者応札の 51 件中、8 件(10 件)が一者応札を有効としている部局によるものということでは、本委員会での建議が適切に運用されているとはいえないと思います。</p> <p>(イ) 51 件のうち、何らかの見直しを行っているのが 37 件あるので、応札者が増えるよう対応されていると思います。</p> <p>(ウ) 事業の進捗状況については、いただいた資料では判断できません。再発注に 1 ヶ月程度かかるということであれば、それを見込んで事業を計画し発注することもできるはずです。</p>	<p>(ア)について 今年度、全部局の事務担当者が参加する研修会において、入札監視委員会の建議を遵守するよう指導を行いました。今回ご意見を頂いたことを踏まえ、改めて議事の結果とともに全部局に周知してまいります。</p> <p>(イ)について 引き続き、適切な運用に努めてまいります。</p> <p>(ウ)について 公共工事については、道路や施設の供用開始に合わせて、道路や河川区域の占用、仮設用道路やストックヤード等の借地、電柱や障害物等の移転、耕作への配慮等、関係する行政機関や住民等との数多くの調整事項について、きめ細かにスケジュールを組む必要があり、想定外の事態を見込んで計画・発注することは、実務上、大変困難です。また、国土強靱化の推進のために取り組む工事については、住民の安全・安心の確保のため、出来る限り早期の施工が求められる工事を多数発注しているのが実情です。</p> <p>仮に再発注となった場合、再発注に係る時間だけでなく、上記のスケジュールを調整しなおす必要が生じ、発注担当者はもとより、関係する行政機関や住民等にも多大な迷惑をかける場合もあります。さらに、住民の安全・安心を確保するため、工期の遅れが住民を長期間危険にさらしてしまう場合もあります。</p> <p>このように、入札手続きの遅れが、住民の安全・安心を阻害したり、事業の進捗に大きな影響を与える場合があることから、1 者入札の取扱いが、事業の進捗にどのような影響を与えているのか、引き続き分析・検討してまいりたいと思います。</p>

質問番号	委員質問	説明者回答
5	<p>個別の議題について質問事項は特にはないのですが、毎回話題になっているように、追加工事(変更契約で増額)が非常に多い印象です。当初想定していない事情により増額契約が必要となるのは仕方ないと思うのですが、「調査をしたところ当初と地盤高が異なる」という事案もあり、当初見込みが甘いことから追加契約が必要となっていると推察される案件もありました。あまりにも簡単に追加を認めることは入札の意義を失わせてしまうことにもなりかねないと思いますので、対応を考えたほうが良いのではないのでしょうか。</p>	<p>公共事業所管部局に準じた取扱いとするよう、働きかけてまいります。</p>